

茅ヶ崎海岸グランドプラン

景観方針（案）

検討資料

< 目 次 >

1 . 配慮事項 -----	1
2 . 景観資源の状況 -----	10
3 . 景観形成の方針 -----	18
4 . 主要プロジェクトの抽出 -----	23

1. 配慮事項

(1) 海岸景観形成ガイドライン〔平成18年1月：国土交通省、農林水産省〕

1) 概要

ガイドライン策定の目的

良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示す。

ガイドラインの対象・検討範囲

海岸保全区域を主たる対象とする。

景観検討にあたっては、海岸保全区域だけでなく、背後地や海岸利用等に関する周辺地域まで含めることが必要である。

2) 海岸景観の捉え方

海岸景観検討の視座

海岸における景観検討にあたっては、「自然環境基盤」「生態環境」「生活環境」の3つの視座によって、望ましい海岸のあり方を考える。

自然環境基盤

海岸地形：砂浜、岬、海域、丘陵等

生態環境

動植物

生活環境

生業、生活、文化活動

海岸景観の構成要素

海岸景観を構成する要素（景観検討を積極的に行うべき要素）は次のとおり。

《自然的要素》

汀線：海岸のイメージを決定づける基調となる要素である。

海浜（砂・礫・磯浜等）：汀線とともに海岸を印象づける要素である。景観整備時には海岸内部のあり方とともに、周囲への見通しにも十分配慮する。

海岸林：本来、防風・防砂機能のためにあり、景観整備にあたっては、本来の機能に十分配慮する。緑陰をもたらす機能にも配慮し、植生としての本来の姿を維持・創出することが重要になる。

岬・後背の山々：汀線の延長線上にあるアイストップとなる岬や、海岸を抱き込むような背後の山々等の自然の造形は、地域の個性を象徴する海岸景観構成要素となるので、その見通しを保持すべきである。

河口部：海岸と一体となり平坦で広々とした空間をつくる。広大で取り留めのない景観となりやすいことに配慮する。

《人工的要素》

海岸堤防：海から大きな営力を受けるために重厚長大な構造物になりやすく、海岸のイメージを左右する重要な景観要素となるため、海岸工学や景観工学等の専門家や地域住民を含め、十分な検討が必要である。

護岸：海岸堤防と同様、海岸のイメージを左右する重要な景観要素となる。海岸堤防、離岸堤、突堤等と一体的に検討すべき要素である。

離岸堤：大きな構造物となり、海岸景観に影響を与える。

突堤・ヘッドランド・放水路：一般に砂浜から海域へ垂直に設置されるため、海岸の景観に直接大きな影響を与える。

樋門・樋管・潮遊池・排水機場：垂直に切り立つ人工物は極めて目立ちやすいため、特にそれらに対する景観的配慮が重要となる。

「内部視点景観」と「外部視点景観」

海岸景観は、海浜内部(内部視点景観)と、背後都市・集落、海上、対岸、岬の上等の海浜外部(外部視点景観)からの眺めの双方を同時に考慮することが重要になる。

海岸の「静」と「動」の認識

「静(日常性)」と「動(非日常性)」の両面を想定した望ましいあり方を検討することが重要である。

地域の個性としての自然環境基盤(地形)

当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然特性、自然環境基盤(地形)を尊重することが重要である。

海岸と人々の多様な結びつきとその歴史の読み取り

景観整備の大きな意義の一つには、地域の記憶の継承と再創造がある。海岸と人々の結びつきである歴史・文化等を積極的に保全したり、掘り起こしたりして、地域の記憶を継承・再創造していくことが重要である。

海岸の論理と都市の論理

過酷な自然環境と対峙する海岸の整備にあたっては、内陸の市街地における公園整備等と同一視すべきではないことを認識する必要がある。

都市内でみられる装飾物(オブジェ、壁画等)、人を喜ばそうとする都市空間の整備手法(娯楽施設等)を安易に海岸に持ち込むことには慎重でなければならない。

3) 海岸の景観形成の理念

海岸景観形成の検討を行うにあたっては、以下の3つの基本理念に基づき実施する。

背後地を含めた海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重する。

背後地を含めた海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理解する。

「自然環境基盤」(自然地形)を基礎とした「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和を図る。

また、海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて、地域住民・海岸利用者・行政・専門家の参加・協働が必要としている。

地域診断等の調査・検討の初期段階から、地域住民及び海岸利用者、行政、専門家(海岸工学、景観工学、郷土史学等)が参加・協働して、自分たちの海岸のあり方(海岸空間の秩序)を議論・検討し、皆で守り、育てていくことが必要である。

(2) 茅ヶ崎市における景観形成に関する計画・条例

茅ヶ崎市では、地域の特性を生かした魅力ある景観を守り、育て、創造し、湘南の快適環境都市を実現するため、「茅ヶ崎景観基本計画」の策定と「茅ヶ崎市景観まちづくり条例」が施行されている。

この景観基本計画や景観まちづくり条例により、総合的で計画的なまちづくりを行うことを、景観まちづくりと位置づけている。

茅ヶ崎市都市景観基本計画〔平成10年3月：茅ヶ崎市〕

1) 概要

計画策定の目的

市民、事業者及び行政が景観づくりの方向性について共通の認識を持ち、茅ヶ崎市にふさわしい美しい景観づくりを計画的に円滑に行えるよう、基本的な考え方を明らかにすることを目的とする。

計画期間

平成10年度～平成22年度

計画の位置づけ、役割

新総合計画や都市マスタープランにおいて示された都市景観形成の方針をより具体化する計画として位置づけられる。

まちづくりの一環として景観づくりを、多くの人々が協力し進めていくための共通の指針としての役割を担う。

2) 景観づくりの基本的考え方

《理念》

景観づくりによって何を目指すのか、3つの理念として整理する。

湘南の快適環境都市を目指して

茅ヶ崎らしさを守り育て、魅力ある茅ヶ崎を創造していくために

市民参加のまちづくりを増進するために

《目標》

茅ヶ崎らしい景観づくりにあたって、5つの基本目標を設定する。

豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を守り継承する景観づくり

地域の資源や特徴を活かした個性豊かな景観づくり

人にやさしい心豊かな景観づくり

まちづくりと連携した景観づくり

湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしい景観づくり

3) 景観づくりの基本原則

茅ヶ崎市全体に関わる共通の方針として、10の原則を定めている。

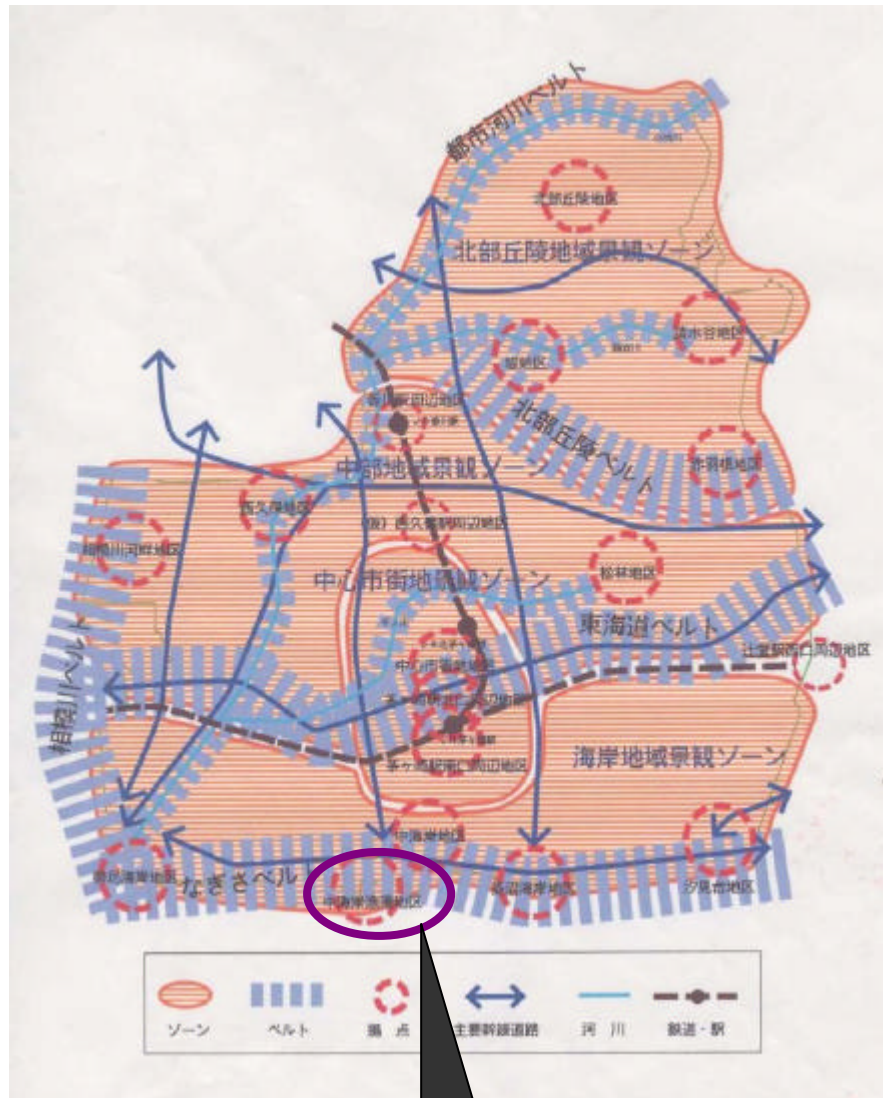
(このうち、部分が茅ヶ崎海岸の景観づくりに関連する)

〔原則1〕 緑を守り育てよう	松林、松並木を守り育てる。 屋敷林・社寺林を守り育てる。 北部丘陵の緑を守り育てる。 田園景観を保全し、継承する。 市街地の緑化を推進する。
〔原則2〕 海、川の景観を大切にしよう	砂浜海岸を保全する。 親水性を確保する。 水量の確保と水質浄化を推進する。
〔原則3〕 生きものに配慮しよう	自然を損なわないよう谷戸の景観を守る。 水辺の保全と自然環境を回復する。 水と緑のネットワークを推進する。 自然植生に配慮する。
〔原則4〕 歴史・文化を活かそう	歴史・文化資源を発掘し活用する。 地域に根ざしたまち並みを継承または創造する。 伝統行事を継承する。
〔原則5〕 ゆとりとやすらぎのある住宅地にしよう	緑豊かなまち並みを形成する地域性を活かす。 まち並みに調和した色彩や建物デザインとする。 公共空間への気配りをする。 まちかどに憩いの場を形成する。
〔原則6〕 個性とまとまりのあるまち並みにしよう	個性的な景観を形成する。 調和とまとまりのある景観を形成する。 多様な商店街の景観を形成する。 地域性を活かした工業地景観を形成する。
〔原則7〕 快適な公共空間にしよう	調和のとれた幹線道路沿道や鉄道沿線の景観を創出する。 快適な生活道路のネットワーク化を図る。 人々が集い憩う公園や広場をつくる。 市や地区のシンボルとなるような公共施設をつくる。 地域の景観を演出する橋をつくる。
〔原則8〕 人にやさしい景観づくりを進めよう	ゆとりあるまち並み景観を確保する。 明るく安全な歩行者空間をつくる。 五感に配慮した景観を形成する。 バリアフリーに配慮したまち並みを形成する。
〔原則9〕 眺めのよい景観を確保しよう	富士山、海、山辺の緑への眺望を確保する。 市街地を見おろす眺望を活かす。 眺望点を活かす。
〔原則10〕 景観を乱すものを改善しよう	広告・看板を整序する。 無電柱化や電柱の景観的配慮を促進する。 環境美化を推進する。 騒色・騒音等を排除する。 夜間景観を演出する。

4) 景観づくりの構造別方針

茅ヶ崎市における将来の都市景観構造は、地形的なまとまりや景観的な特性から、4つのゾーン、5つのベルト、18の拠点として設定し、それぞれまとまりある景観づくりを進める。

図 景観構造別方針



〔本地区の景観づくりの方針〕

海岸地域景観ゾーン

(方針) 湘南文化を感じさせる瀟洒(しょうしゃ)で風格のある市街地景観の創出

(キーワード) 瀟洒で風格あるまちなみ / 緑豊かな市街地 / 湘南らしさ / 砂浜海岸

なぎさベルト

(方針) 海岸と砂防林の自然レクリエーション軸の形成

- ・砂浜と砂防林の保全を図るとともに、プロムナードの形成等により、快適なレクリエーション拠点や海岸と砂防林の自然レクリエーション軸の形成を進める

中海岸漁港地区

(方針) 漁港を活かした生き生きとした景観の形成

- ・漁港を活かした魅力ある景観の創出とともに、賑わいある海辺のレクリエーション景観の創出を進める

茅ヶ崎景観まちづくり条例〔平成 12 年 4 施行〕

1) 概要

市民参加の景観まちづくり	<p>景観まちづくり協議会 景観まちづくり市民団体 市民による自主的・自発的な景観まちづくりを進めるための制度を設けている。</p>
地区指定による景観まちづくりの推進	<p>特別景観まちづくり地区 景観まちづくりを重点的に進める必要のある地区を指定し、市民の意見を聴きながら、景観まちづくりのための方針や基準を定める。 景観まちづくり地区 景観まちづくり協議会の申請により、景観まちづくりを進める必要のある地区を指定し、景観まちづくりのための方針や基準を定める。 指定地区内の景観まちづくり 指定地区内では、建築物等の届け出制度による誘導や公共事業の推進により景観まちづくりを進める。また、景観まちづくりを著しく阻害している建築物等についても改善を求める。</p>
個別の建築物等の誘導および保全による景観まちづくりの推進	<p>一定規模以上の建築物等 2) 参照 地域の景観に影響を与える規模の建築物等を届け出制度により誘導し、景観まちづくりを進める。 景観重要建築物等 景観づくりを進める上で重要な価値のある建物等を指定し、保全と活用を図る。</p>
景観まちづくりへの支援	<p>助成 市民による景観まちづくりを支援するため、費用の助成や景観まちづくりアドバイザーの派遣を行う。 表彰 景観まちづくりに寄与していると認められる建物等の所有者や景観まちづくりに貢献した方々を表彰する。</p>
景観まちづくり審議会	<p>景観まちづくりに関する事項について市長の諮問に応じて調査審議を行う。</p>

2) 一定規模以上の建築物等の景観まちづくり

届出の対象

高さが 12m 以上又は地階を除く階数が 4 階以上の建築物

延べ面積が 1000 m²以上の建築物

高さが 10m 以上の工作物

一定規模以上の建築物等における基本的視点

地域を感じるデザイン

地域のみち並景観は、個々の建築物等が相互に関係して創り出されていることから、地域的な広がりから景観を捉え、隣接する建築物等との空間的連続性や一

体感、リズム感などを考慮し、デザインすることが望まれる。

機能性や将来計画を考えたデザイン

建築物等は、機能性や安全性を確保することが重要であり、デザインも機能的必要性から考えることが望まれる。また、地域の将来計画を見据えたデザインとすることも望まれる。

背景となる環境への思いやり

表面的な化粧や特異な意匠を施し、「見せる」ことだけを強調することは、背景となる環境から浮き立って見えることもある。

建築物等を立地する場所やその背景となる歴史や文化、自然など周辺環境への調和を重視し、ボリューム、形態、素材、色彩などに配慮することが望まれる。

一定規模以上の建築物等の項目別配慮方針

項目	配慮方針
配置	地域に開かれた空間を形成する配置とする
屋根	街のつらなりや背景になじむデザインとする
バルコニー・屋外階段	建築物等との一体性を考慮したデザインとする
玄関・アプローチ空間	接する道路との関係を考慮したデザインとする
屋上設備類・屋外設備類	雑然とならない設置場所やデザインに配慮する
駐車場・駐輪場	まち並みの連続性と潤いあるデザインに心がける
擁壁	圧迫感を軽減するデザインとする
垣・柵	圧迫感を和らげまち並に潤いを与えるデザインとする
植栽	緑化を進め緑のまち並を広げる
色彩	周辺や隣接した建築物等から突出しない色彩の選定をする（海岸ゾーンにおける色彩の考え方については後述「3）色彩の基本的考え方」参照）
素材	周辺とのバランスを考慮した素材の選定をする
照明・屋外広告物・ファニチャー類	場所の特性に応じた魅力的な空間を演出する
工事中	完成後の景観コンセプトを伝える

3）色彩の基本的考え方

5つの基本的作法

公共性に配慮する

- ・あまり目立ちすぎない、彩度を抑えた穏やかな色彩とする。

地域性・地区性に配慮する

- ・一定のまとまりを持った地域や地区の色彩特性に配慮する。
- ・現在のまち並みを尊重するとともに、広域的な連続性に配慮する。
- ・「調和」を前提とし、全体としての秩序が保たれた中で、適度な変化のあるまち並みをめざす。

環境性に配慮する

- ・自然が豊かな地域や地区においては、木々の緑や背景となる斜面地の緑に配慮し極端な明るい色を避ける。
- ・建築物の外壁面の彩度を低く保つことにより、自然の色から突出しないような色彩とする。

意味性に配慮する

- ・多くの人々が「美しい」「地域のイメージと合致しない」と感じる色は避ける。
- ・色や素材の選択には注意が必要である。

安全性に配慮する

- ・信号や標識に表された「図」としての機能を確実に伝えることができるよう、控えめな色彩とする。

海岸地域景観ゾーンにおける色彩作法

キーワード

瀟洒で風格あるまち並み、緑豊かな市街地、旧別荘地、湘南文化

色彩の作法

- ・海岸沿いでは、若干の色味を持った明るい色彩を使うことによって、光や風を感じる、湘南らしい明るく開放的なイメージを演出する。
- ・海岸沿いから少し中に入った、緑に囲まれた住宅地では、周囲の樹木の色になじむとともに、重厚で歴史を感じるよう、暖色系で中～高明度のやや色味を持った色彩が望ましい。

- | |
|--|
| <p>* 大規模な建築物の規制については、茅ヶ崎景観まちづくり条例における「一定基準以上の建築物等景観まちづくり誘導基準」及び同基準における「色彩の基本的な考え方」により規制・誘導を行っていくものとする。</p> <p>* 将来的には、これらの基準でカバーできない部分については、景観法に基づく景観形成地区の指定により、より細かい規制を検討していく必要がある。</p> |
|--|

2. 景観資源の状況

本地区の景観資源について、景観種別から整理する。

(1) 景観種別の定義

種別	定義	本地区における主な対象物
遠景	稜線や地形のアウトライン、空を背景にしたスカイラインが視覚の対象となる。	大空、海水面 富士山、箱根・丹沢の稜線 えぼし岩、江の島、松林 地区外からの本地区の遠景
中景	樹木等のアウトラインなどは必要とされるが、ディテール(細部)までは必要としない距離で、地形などの構成要素の関係が視覚の対象となる。	海岸、砂浜の眺望(国道及びA～C地区からの眺望) A～C地区の宅地(砂浜からの眺望)
近景	樹木の葉、幹、枝ぶりなどが意味を持つ距離で、1本1本の樹木や建物、道路、植栽、ストリートファニチャーなどが対象となる。	道路(国道、区画道路、歩道、サイクリング道路など) 建物・工作物(住宅、商業店舗・宿泊施設、漁業施設など)

(2) 本地区の景観の状況

1) 遠景

海岸は、空、海を背景にえぼし岩や江の島などがみられ、自然のアイストップとなるとともに、茅ヶ崎を象徴する景観を醸し出している。

湘南海岸から望む富士山、箱根・丹沢の稜線は、“関東の富士見百景”にも選出される貴重な風景である。

地区のほぼ全域から、空、海、山々を眺望することができる。

地区外から見た本地区の遠景は、グランドホテル等の建築物が立ち、箱根の山々等の眺望を遮っている。(ヘッドランドから西側の茅ヶ崎漁港地区を眺めた場合)

また、国道134号沿道においては、当該地区の高層建築物が松林によるスカイラインの連続性を遮断している。



写真) 海岸から望む遠景



写真) B 地区方向の眺望

2) 中景

海岸、砂浜の眺望(サザンビーチ周辺)

広い砂浜の自然の地形を活かした景観が広がっている。

夏期には、海水浴などの海を訪れる人々が利用する「海の家」が設置され、賑わいのある景観に一変する。

海水浴シーズンに設置される「海の家」は、簡易的な施設であるため形態、デザインなど海岸の自然景観にそぐわないものとなっている。



写真) 海岸地区内部の景観(右は海水浴シーズンの様子)

海岸、砂浜の眺望(お祭り広場周辺)

砂浜の地形を活かした景観が広がる。

西側の隣接地には防砂林となる松林が形成され、美しい白砂青松の風景を創り出している。

お祭り広場(茅ヶ崎漁港海岸公園)として、ウッドデッキと砂浜に沿って扇状に配置されたレンガ・タイル舗装の整備が行われ、海岸の景観や自然環境形成の観点から問題提起されている。

漁港施設も老朽化が進み、せっかくの海辺の景観を寂しいものになっている。

簡易トイレも汚くその周辺にはゴミが捨てられるなど、海岸の環境を台無しにしている。



写真) お祭り広場(左)とお祭り広場から海岸への景観(右)



写真) 簡易トイレ(左)と漁港施設(右)

A～C地区の宅地

砂浜海岸から段差があり、海拔10m程度の高さに位置するため海岸からの景観には十分な配慮が必要であるが、家並みや擁壁、植栽など個々で作られているため、統一感や協調性のない景観となっている。



写真) A、B地区を望む景観

3) 近景

国道 134 号沿道

沿道から海が望める、茅ヶ崎海岸で唯一のスポットとなっている

周辺地区においては、防風林を兼ねた松林の緑豊かな沿道景観が連続しているが、沿道土地利用を図る本地区等においては、松林の景観が分断されている。

国道 134 号を交差する地下歩道は、舗装や色彩等に景観への配慮がみられる。



写真) 国道 134 号沿道の景観



写真) 海岸への連絡道 (アンダーパス)

サイクリング道路、遊歩道

浜辺を横断するサイクリング道路は、砂浜と同系色の舗装が施されている。

えぼし岩をモチーフにした車止めの配置など、デザインへの配慮が見られる。

サイクリング道路に並行して、一部に、周辺の自然景観に配慮しているボードウォークの遊歩道が整備されている。



写真) サイクリング道路・遊歩道



写真) ボードウォーク(左)とサイクリング道路・遊歩道の案内板(右)

A 地区

地区計画により建物の用途制限、高さ制限(12m)が定められており、地区内の無秩序な土地利用や建物の立地を抑制している。

地区内に老朽化した廃屋、手入れされていない空き地等は景観の阻害要素となっている。

家屋や工作物、看板・垣柵などの附帯施設に景観的な配慮はなされていない。

無造作に設置された看板や自己主張の強い漁業関連施設が、伝統的な漁村地区には馴染まない景観をつくりあげている。



写真) 国道から見た A 地区の景観(左)と歩道に並ぶ看板(右)



写真) A 地区内の漁業関連施設(左)と地区内にある看板(右)



写真) A 地区内部の様子

B 地区

壁の様な建築物は、国道 134 号からの海への眺望を遮っている。

国道 134 号沿道に設置された看板や幟が沿道景観を台無しにしている。

海岸に向くよう壁の落書きが、海岸の景観を台無しにしている。

地区計画で用途が制限されているが、高さの制限はなく、高層建築物が建設された場合の景観への影響、及びその対応が課題となっている。



写真) 国道沿いの B 地区の景観 (左) と商業施設の看板 (右)



写真) 宿泊施設の正面 (左) と海岸から見たよう壁部分の落書き (右)

C 地区

住宅、店舗などの新しい建築物の建築が進んでいる。

建築物の高さはいずれも3階以下となっている。また、個々の建築物においては形態・意匠に工夫を凝らした個性的な外観となっているが、建築物の色彩・デザイン等に統一性がなく、街並み景観はまとまりのないものとなっている。

案内表示もデザイン性のないものであり、湘南のイメージにそぐわない。



写真) 国道沿いに立地する住宅や店舗



写真) サザンビーチちがさき駐車場(左)と案内表示(右)

国道 134 号北側地区

国道 134 号沿道には、マンションや飲食施設が立地している。

国道の後背地は、低層系の住宅地ゾーンとして良好な住環境を形成している。

海岸へのアクセス道路に設置されているサインは、デザインに配慮されているとはい
いがたい。



写真) 国道 134 号沿道に立地している建築物

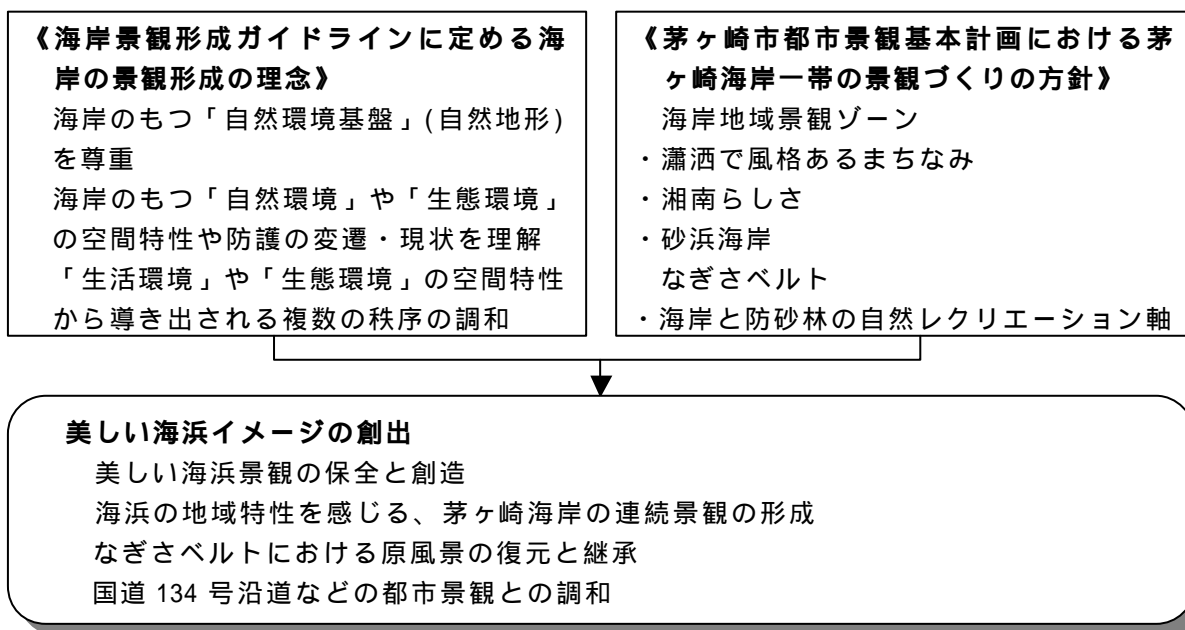


写真) 国道 134 号後背地 (左) とアクセス道路に設置されたサイン (右)

3. 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

本地区における景観形成の基本的な考え方は、海岸景観形成ガイドラインに定める海岸の景観形成の理念、茅ヶ崎市都市景観基本計画における茅ヶ崎海岸一帯の景観づくりの方針を踏まえ、『美しい海浜イメージの創出』を目指していくものとする。



(2) 眺望景観の保全(遠景)

主な現況特性	基本方針	規制・誘導方策
<p>広大な空と海、雄大な山々が景観資源となっている。本地区のほぼ全域から眺望できる。</p>	<p>茅ヶ崎海岸を象徴する眺望であり、これら遠景の眺望景観の維持保全を図るものとする。</p> <p>本地区の全域を眺望景観の視点場となるよう、その見通しを将来に渡って確保していく。</p>	<p>眺望景観、見通しを阻害しないよう、本地区内建築物、工作物等の高を制限する。</p>

(3) 砂浜海岸の景観 (中景)

主な現況特性	基本方針	規制・誘導方策
<p>サイクリング道路南側の海浜地区は、砂浜の地形を活かした景観が広がっている。</p> <p>お祭り広場は、ウッドデッキとレンガ・タイル舗装の人工的な構造物が整備され、海岸の景観や自然環境形成の観点から問題提起されている。</p> <p>漁港施設は、老朽化が進んでいる。</p>	<p>海岸の自然地形を尊重し、砂浜海岸の景観を維持していく。</p> <p>人工的な構造物であるお祭り広場は、自然地形である砂浜海岸の景観を復元していく。</p> <p>漁港施設は、周辺環境にふさわしい施設への修景を図る。</p>	<p>海岸の自然環境を維持するよう、恒久的な構造物の建設を抑制する。</p> <p>お祭り広場や漁港施設については、海岸の自然に調和するよう再整備を行う。</p>
<p>砂浜海岸からの眺望に対して、A～C地区では景観的な配慮がなされていない。</p> <p>本地区の周辺海岸においては、防砂林を兼ねた松林が連続しており、白砂青松の風景を創り出している。</p>	<p>砂浜海岸からの眺望景観を損なわないよう、砂浜海岸の背後やA～C地区の縁辺部に松林等の植栽帯を施し、緑の景観を創出する。</p> <p>設置にあたっては、周辺海岸との緑の連続性や本地区の植生に配慮する。</p>	<p>緑地、植栽帯の用地を確保するようA～C地区または海岸地区の土地利用の誘導を図る。</p>

(4) 道路 (公共空間) の景観 (近景)

主な現況特性	基本方針	規制・誘導の方針
<p>周辺地区は、国道 134 号沿道の松林が連続した沿道景観を創出している。</p> <p>沿道から海が望めるスポットである。</p>	<p>国道沿道の街路景観の形成を図る。</p> <p>沿道から海が望める景観の視点場となるスポットを維持していく。</p>	<p>国道沿道に植栽スペースや海を眺める眺望スポットを確保するために空間確保するとともに、建築物等の壁面位置を制限する。</p>
<p>国道 134 号を交差する地下道は、舗装や色彩等に景観への配慮がみられる。</p> <p>海水浴シーズンには、数多くの海の家が立ち並んでいる。</p> <p>サイクリング道路にはえぼし岩をモチーフにした車止めが配置されている。</p> <p>一部、ボードウォークの歩道が整備されている。</p>	<p>海岸の自然景観を損なわないよう、海岸との調和に配慮した建築物の誘導や人工構造物の景観の維持・改善を図る。</p> <p>周辺の自然景観に融合するボードウォークの遊歩道を設置する。</p> <p>サイクリング道路、遊歩道、地下歩道及び地区へアクセスする道路には、統一性のあるサインを設置し、歩行者、自転車の公共空間の景観ネットワークを形成する。</p>	<p>屋外広告物のデザインの統一性を確保するとともに適正に配置する。</p> <p>サイクリング道路や遊歩道等の改善について関係機関へ要望する。</p>

(5) A～C地区の景観(近景)

長期的な将来においては緑地化を目指すものとするが、それまでの短中期的な期間に対して、建築物等の景観誘導を図るものとする。

景観形成の基本方針

主な現況特性	基本方針
<p>《A地区》 景観的な配慮はなされていない。 老朽化した廃屋、雑草の生い茂った空き地が景観を阻害している。 地区計画によって、建築物の用途、高さ、敷地規模等が制限されている。</p> <p>《B地区》 景観的な配慮は何もなされていない。 地区計画によって、建築物の用途等が制限されている。住居系は規制されている。 高さの制限はない。</p> <p>《C地区》 新しい建築物の建築が進んでいる。 個々の建築物は形態・意匠に工夫を凝らしているが、色彩・デザインに統一性がない。</p>	<p>茅ヶ崎市都市景観基本計画に定める理念、目標に基づく景観づくりを進める。 各地区の特性を踏まえるとともに、全体での統一コンセプトによる景観づくりを誘導していくことを基本とする。</p> <p>(地区毎のデザインコンセプト)</p> <p>A地区 漁業関連によって発生した集落である歴史的背景を考慮し、海岸の自然環境と調和する住宅地と商業・宿泊地の景観を形成する。</p> <p>B地区 観光・商業や交流の空間の形成にふさわしい景観を形成する。</p> <p>C地区 新たな住宅が立地し始めているが、地区景観の連続性を確保するためにもB地区と一体となった景観を形成する。</p>

(6) 国道134号北側地区の景観

景観形成の基本方針

主な現況特性	基本方針
<p>《北側地区》 国道134号沿道には、マンションや商業施設が立地している。 国道後背地は、低層系の住宅が立地し良好な住環境を形成している。</p>	<p>(デザインコンセプト)</p> <p>北側地区 既存住宅地の環境を維持しつつ、海岸地区と一体となったデザインコンセプトによる景観を形成する。</p>

(7) 景観誘導の考え方

景観誘導要素	基本的な考え方
建築物の高さ・形態・意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 134 号沿道から海への眺望を阻害しないような建築物の配置に配慮するとともに開放的な空間を確保する。 ・ 松林（砂防林）が形成するスカイラインや自然景観の連続性を損なわない建築物の高さ、形態・意匠とする。 ・ 良好な沿道景観を創出するために、隣接する建物の高さや、外装デザイン等の調和に努める。 ・ 周辺環境に調和した色彩や素材とする。 ・ 屋根は、海岸や視点場からの景観に配慮した形状、色彩とする。 ・ 海岸からの良好な景観を形成するため、植栽により建物周辺に緑地空間を確保する。
工作物・屋外広告物・サイン等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水浴シーズンに設置される「海の家」については、海岸景観を阻害しないような建物デザインとする。 ・ トイレなどの施設は、色彩、デザインなど周辺の環境に配慮されたものとする。 ・ 屋外広告物は建築物の意匠との調和に努める。 ・ 視点場からの眺望景観を阻害するような屋上広告物設置を規制する。 ・ 茅ヶ崎海岸（海、風、海鳥、船等）をモチーフとしたデザインに配慮したサインの設置を進める。 ・ 国道 134 号沿道の景観を損なわないよう広告物の位置や大きさ等の規制を行う。
敷地内の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内に設置する屋外駐車場については、植栽帯の設置により外周の緑化を図る等、歩行者から直接見えない工夫をする。 ・ 積極的な植栽スペースの確保により地区内の緑化を進める。 ・ 地区内の住宅の囲障はブロック塀とせず、生け垣等景観に配慮されたものとする。
地区内の魅力創出 ・ ストリートファニチャー ・ 屋外照明 ・ 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチなどのストリートファニチュアは、ユニバーサルデザインや海岸の自然景観に配慮したデザイン、色彩、素材とする。 ・ 屋外照明については、地区の夜間景観の演出、防犯、海岸の生態系への影響等を踏まえ、効果的な照明とする。 ・ 敷地内の植栽等の管理等、地区内の美化に努める。

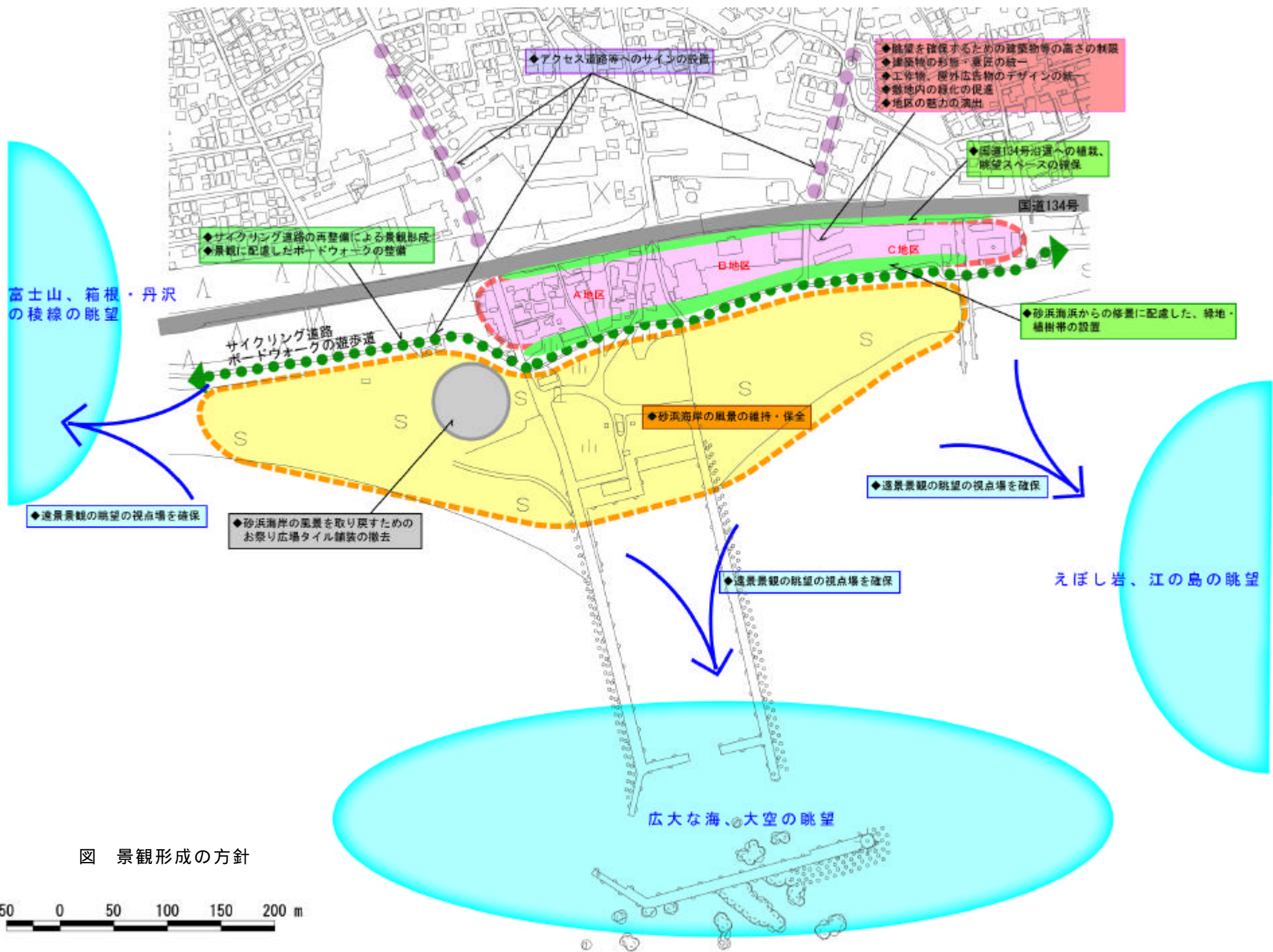


図 景観形成の方針

4. 主要プロジェクトの抽出

景観方針を実現するための主要プロジェクトは次のとおり抽出される。

なお、具体的な整備方策等の検討（事業推進体制、事業主体、実施時期等）については、今後の検討項目である「事業化方策検討」で明らかにする。

《プロジェクト》 景観法の活用

- ・ 景観協議会の設立
- ・ 景観協定の設定
- ・ 景観整備機構の設立
- ・ 景観地区の指定

《プロジェクト》 地区計画の見直し検討

《プロジェクト》 地区内の緑地整備

《プロジェクト》 サイクリング道路及びボードウォークの整備

《プロジェクト》 サイン整備

《プロジェクト》 漁港施設修景の検討